

県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領

第1 趣旨

この要領は、鳥取県が所有する特許権、実用新案権及び意匠権並びに特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）の実施許諾に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 実施許諾

1 実施許諾の基本方針

県が所有する特許権等の実施許諾については、以下に定めるところによる。

- (1) 実施許諾は、県内産業の育成と振興のため、県内で実施等することを原則とする。
- (2) 実施許諾は、県内企業を優遇するものとする。
- (3) 実施許諾は、通常実施権(独占的通常実施権及び非独占的通常実施権)を許諾するものとする。
- (4) 第三者への実施については、実施料を求めるものとする。
- (5) 共有特許権等の第三者への実施許諾については、県以外の共有者の意思を尊重するものとする。

2 基本方針の運用

《県単独出願特許等について》

- (1) 県単独で所有する特許権等においては、出願後、速やかに公告、ホームページ等により実施許諾の公募を行うほか必要に応じ記者発表を行い、出願から1年間は県内のみに許諾できるものとする。ただし、出願から1年経過していない場合であっても、県内での実施が不可能又は困難と判断されるものについては、県外で許諾をすることができる。
- (2) 県外企業に実施等許諾した特許権等に対して、その後、県内企業が実施等許諾を求めてきた場合においても、既に実施等している県外企業の実施等を妨げない。
- (3) 公募開始後90日を過ぎても実施許諾の申込が無い場合において、独占的通常実施権許諾の申込があったときは、鳥取県知的財産マネジメント委員会（以下「委員会」という。）で審議を行い、その結果を参考として次の条件をすべて満たすと判断した場合に限り、独占的通常実施権を与えることができる。
 - ①その知的財産に係る研究成果の育成・活用の推進を図る上で合理的かつ必要な要因であると認められること
 - ②他に独占的通常実施を制限する契約を締結していないこと
 - ③鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（以下「条例」という。）第22条第3項(2)に該当すること
- (4) 独占的通常実施の実施料率は非独占的通常実施の1.5倍とする。
- (5) 独占的通常実施の期間は、当該実施権許諾の日から2年間を超えない範囲とする。独占的通常実施の期間を更新したい旨の申し出があった場合には、委員会で審議を行い、その結果を参考として妥当であると判断した場合に限り、更新を認めることができる。ただし、更新する期間については、2年間を超えないものとする。
- (6) 独占的通常実施の場合、当該実施権許諾期間中に発生する権利化及び権利維持に要す

る費用は、当該実施権者が全額負担するものとする。

《共同出願特許等について》

- (7) 共有特許権等については、共同研究者又は共同研究者の指定する者に対し、委員会で審議を行い、その結果を参考として本要領第2の2の(3)の①～③の条件をすべて満たすと判断した場合に限り、当該実施権許諾の日から2年間を超えない範囲において、独占的に実施させることができる。
- (8) 独占的通常実施の実施料率は非独占的通常実施の1.5倍とする。
- (9) 県は、共同研究者又は共同研究者の指定する者から独占的通常実施の期間を更新したい旨の申し出があった場合には、委員会で審議を行い、その結果を参考として妥当と判断した場合に限り、更新を認めることができる。ただし、更新する期間については、2年間を超えないものとする。
- (10) 出願料、権利化及び権利維持に要する費用は、独占的通常実施の場合も、原則として非独占的通常実施と同様に持ち分に応じて負担するものとする。

《独占的通常実施権の取り消し》

- (11) 実施許諾契約は、毎年度事業の進行状況を様式4号により報告させ、当初に計画された事業化の見込みがない場合、その契約を取り消すことができる。

《天災等への対応》

- (12) 県が天災等の理由により、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、その独占的な実施許諾を受けた者以外の者に対して非独占的な実施許諾ができることとする。

3 実施許諾申請書の提出

県が承継した特許権等を所管する課の長（以下「主管課長」という。）は特許権等に係る実施許諾の申請を行おうとする者に、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 実施許諾申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 法人にあつては定款等、個人にあつては住民票の謄本
- (4) 法人にあつては決算報告書、個人にあつては国、県、市町村税納税証明書
- (5) 経歴概況書

4 実施許諾の手続

主管課長は、前項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、次に掲げる書類を添えて所属する部の長（以下「主管部長」という。）の決裁を受けるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 実施許諾を行おうとする発明の明細
 - イ 実施許諾の相手方
 - ウ 実施許諾を行おうとする理由
 - エ 実施許諾の期間
 - オ 実施料及びその納付方法に関する事項
 - カ 実施許諾に付帯して条件を定める場合は、その条件
 - キ その他参考となる事項

(2) 実施料算定方法説明書（様式第3号）

(3) 実施契約書案

(4) 相手方の実施許諾申請に係る書類

(5) その他関係書類

5 実施許諾の期間

実施許諾の期間は、特許権等の存続期間、発明、考案または意匠の内容及び申請者の事業能力等を考慮して、決めるものとする。

6 実施契約書

主管課長は、別紙標準県有特許権実施契約書に準じて実施契約の内容を定めるものとする。ただし、これによりがたい場合においては、契約の内容を一部変更することができる。

第3 実施料等の徴収

主管課長は、実施権者に毎年定期に実施状況報告書(様式第4号)を提出させるとともに、その都度当該報告書に基づいて算定した実施料を徴収するものとする。独占的通常実施の場合は、本要領第2の2に基づいて権利化及び権利維持に要する費用を徴収するものとする。

第4 実施許諾台帳

1 台帳の整備

主管課長は、実施許諾をしたときは、その状況を明らかにするため、実施許諾台帳(様式第5号)を作成し、当該台帳の記載事項に異動が生じたときは、その都度整理するものとする。

2 異動の報告

主管部長は、実施許諾をしたとき又は実施許諾台帳の記載事項に異動が生じたときは、その都度実施許諾台帳の写しに関係書類を添付して商工労働部長に報告するものとする。

第5 適用時期

この要領は、平成15年5月1日から適用する。

この要領は、平成19年1月5日から適用する。

この要領は、平成20年9月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第2-2-(1)の規定は平成20年9月1日から適用する。

この要領は、平成23年7月22日から適用する。

様式第1号

実施許諾申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
名称
代表者

印

下記の特許発明等の実施をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特許（実用新案・意匠）番号（出願番号）
- 2 特許（実用新案・意匠）登録年月日（出願年月日）
- 3 発明の名称
- 4 実施許諾範囲
 - （1）実施許諾の種類（独占・非独占）
 - （2）実施期間
 - （3）実施地域
 - （4）実施内容
- 5 実施許諾申請の理由等
 - （1）申請理由
 - （2）希望実施料
 - （3）希望実施期間

添付書類

- （1）実施計画書
- （2）会社定款等（個人にあつては、住民票謄本）
- （3）決算報告書（個人にあつては、国、県、市町村税納税証明書）
- （4）経歴概況書

（注）氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

実施計画書

- 1 生産品目及び用途
- 2 実施場所
- 3 実施方法
 - (1) 製造方法
 - (2) 製造工程
- 4 製造及び販売計画
 - (1) 生産設備（建物を含む）
 - ア 現有のもの
 - イ 新設するもの
 - (2) 生産及び販売見込数量
 - (3) 見積原価計算
 - ア 材料費
 - イ 労務費
 - ウ 工場間接費
 - エ 一般管理費
 - オ その他
 - 計
 - (4) 販売価格
 - (5) 販売方法

(注) この計画書は、実施の内容により適宜文言を変更すること。

様式第3号

実施料算定方法説明書

特許番号(出願番号)

発明の名称

特許権者(特許出願人)

実施許諾申請者

実施料

- 1 基準率について
- 2 利用率について
- 3 県の持分について
- 4 実施料率について
- 5 実施料について

(注) 理由は、箇条書きで詳細に記入すること。

様式第4号

実施状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者 印

特許番号(出願番号)

発明の名称

上記の発明の実施状況について、次のとおり報告します。

記

	製品別	販 売 単 価	前期末 在 庫 数 量	当 期 生 産 数 量	当 期 販 売 数 量	当期末 在 庫 数 量	当 期 上 額 金 額	予 定 実 施 料
年 期		円					円	円

(販売先)

(注) 表の様式は、必要に応じて適宜変更してもよい。

氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(独占的通常実施の場合)

①事業の進行状況

②今後の見通し

実施許諾台帳

発明の名称				所管課	
出願年月日 (出願番号)		出願公告年月日 (公告番号)		特許等年月日 (特許等番号)	
発明者	所属	職名	氏名		持分
共有に係る特許権等又は特許等を受ける権利の共有者	住 所				
	氏名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)				
	電 話 番 号				
契 約 の 相 手 方	住 所				
	氏名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)				
	電 話 番 号				
特許権等又は特許等を受ける権利の実施内容					
契約締結年月日					
生產品目又は用途					
実 施 場 所					
実施 (許諾) 期間		年 月 日 ~		年 月 日	
		年 月 日 ~		年 月 日	
		年 月 日 ~		年 月 日	
特許等を受ける権利の取得年月日					
備 考					

別紙

(1) 権利化されている場合

標準県有特許権実施契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、以下に定める甲所有の特許権に係る発明に関して、以下の条項に基づき実施契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（実施権の許諾）

第1条 甲は、乙に対し次の発明について通常実施権を許諾する。

- (1) 特許番号
- (2) 発明の名称

（実施権の範囲）

第2条 前条の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 期間 年月日から 年月日まで
- (2) 地域 (例 日本国内全ての地域)
- (3) 内容 (例 本発明の全ての内容)

2 前項の実施期間については、当該期間の満了の日の90日前までに甲又は乙から本契約の解除についての書面による申し出のないときは、本契約は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。あわせて、本発明に基づく特許権の無効が確定したときは、本期間はその日までとする。

（第三者に対する実施許諾）

第3条 甲は、乙の同意を得ることなく、本発明の実施を乙以外の者（以下「第三者」という。）にも許諾できる。

2 前項の場合、甲は、事前に乙にその旨を書面にて通知する。

（技術支援）

第4条 甲は本発明を有効かつ適正に実施できるよう、甲の行政事務に支障のない範囲内で、乙に対して技術支援を行うことができる。

（実施料）

第5条 乙は、甲に対し、以下の基準で算出した金額を実施料として支払わなければならない。
<実施料の算定方法を記載>

2 前項で定めた実施料は、経済事情やその他の社会情勢に著しい変化が生じた場合は、甲乙協議の上これを変更できるものとする。

(報告の義務と実施料の計算期間)

第6条 実施料の計算期間は、毎年 月 日から翌年 月 日までの1年間とし、当該期間終了後30日以内に本発明の実施の実施状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の書面には、当該期間中の販売価格、販売数量、販売先及び算出された実施料を記載するものとする。

3 第1項の報告は、実施のない場合においても行うものとし、甲の指定する担当部局へ提出するものとする。

4 甲は、乙に対し必要に応じて発明の実施状況に関する報告を求め、又は職員を派遣して発明の実施に係る生産・使用現場、帳簿書類等を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(実施料等の納入)

第7条 乙は第5条第1項の実施料を、甲の発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。

(実施料等の不還付)

第8条 甲は、既に納入された実施料等については、いかなる場合も返還の義務を負わない。

(実施の不能)

第9条 特許発明に係る特許権が無効となり、又は第三者の権利により特許発明の実施が不能となった場合においても、甲は何ら責任を負わないものとする。

(権利侵害への対応)

第10条 乙は、本発明について侵害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告するものとする。

(第三者に対する侵害により生ずる損害の免責)

第11条 乙が本発明の実施により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、甲はその侵害についての責任を一切負わないものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき相手方から秘密事項として開示を受けた技術情報、成果等を第三者に開示してはならないものとする。ただし、次の各号に定めるものについては、この限りではない。

(1) 甲又は乙が開示を受けた情報が、既に自己が有していた情報又は公知の情報であるとき。

(2) 甲又は乙が開示を受けた情報が、甲又は乙の故意又は過失によらず、公知の情報になったとき。

(3) 甲又は乙が開示を受けた情報について、第三者への開示を相手方からの書面をもって同意を得たとき。

(実施権の移転等)

第13条 乙は、相続又は合併により、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、遅滞なく甲に届け出なければならない。

2 乙は、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等一切の処分行為をしてはならない。

3 乙は、本契約に基づく義務を第三者に引き受けさせないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙にその旨を通知し、60日以内にその事態を回復しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき

(2) 乙が本契約の実施について虚偽の報告その他不法の行為をしたとき

(3) 乙が正当な理由なく本発明の実施をしないとき

2 甲は、この契約の締結が乙の虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことを知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、本契約が解除された場合において損害を受けたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(在庫品等の取扱い)

第15条 甲及び乙は、この契約の期間が終了した場合又は前条の定めにより、この契約が解除された場合においても、なお特許発明の実施により生産した製品があるときは、その範囲内において、この契約に定めた権利を行使し、義務を負うものとする。

(利用発明等)

第16条 甲は、甲独自に本発明の利用又は改良に係る発明、考案その他の工業所有権又は工業所有権を受ける権利（以下「利用発明等」という。）の開発を行ったときは、特段の支障がない限り、その概要を乙に通知するものとする。

2 乙は、乙独自に本発明の利用発明等の開発を行ったときは、速やかにその概要を甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、前2項によらず、共同して利用発明等を開発したときは、当該利用発明等の権利は甲乙共有とし、その持ち分は協議により定めるものとする。

4 乙は、第1項及び前項に係る利用発明等の実施をしようとする場合、甲と新たな契約を締結し、実施しなければならない。

(発明表示)

第17条 乙は、製品及び広告、宣伝その他の広報的性質を有するすべての書面に、特許の表示をするよう努めなければならない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に定めなき事項、又は本契約の条項に疑義が生じた場合、又はこの契約により難い事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

乙 住 所
氏 名

(1) 権利化されている場合 (独占の場合)

標準県有特許権実施契約書

鳥取県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、以下に定める甲所有の特許権に係る発明に関して、以下の条項に基づき実施契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(実施権の許諾)

第1条 甲は、乙に対し次の発明について通常実施権を許諾する。

- (1) 特許番号
- (2) 発明の名称

(実施権の範囲)

第2条 前条の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 地域 (例 日本国内全ての地域)
- (3) 内容 (例 本発明の全ての内容)

2 前項の実施期間については、甲及び乙が合意したときは、2年を超えない範囲で延長することができるものとする。あわせて、本発明に基づく特許権の無効が確定したときは、本期間はその日までとする。

(第三者に対する実施許諾)

第3条 甲は、前条に定める実施期間内においては、第三者に対して本発明の許諾を実施しないものとする。ただし、天災等の理由により、公共の利益のために特に必要がある場合はこの限りでない。

(技術支援)

第4条 甲は、本発明を有効かつ適正に実施できるよう、甲の行政事務に支障のない範囲内で、乙に対して技術支援を行うことができる。

(実施料)

第5条 乙は、甲に対し、以下の基準で算出した金額を実施料として支払わなければならない。
<実施料の算定方法を記載>

2 前項で定めた実施料は、経済事情やその他の社会情勢に著しい変化が生じた場合は、甲乙協議の上これを変更できるものとする。

(報告の義務と実施料の計算期間)

第6条 実施料の計算期間は、毎年 月 日から翌年 月 日までの1年間とし、当該期間終

了後30日以内に本発明の実施状況を甲に報告しなければならない。

- 2 前項の書面には、当該期間中の販売価格、販売数量、販売先及び算出された実施料を記載するものとする。
- 3 第1項の報告は、実施のない場合においても行うものとし、甲の指定する担当部局へ提出するものとする。
- 4 甲は、乙に対し必要に応じて発明の実施状況に関する報告を求め、又は職員を派遣して発明の実施に係る生産・使用現場、帳簿書類等を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(権利維持に係る費用)

第7条 県単独保有特許等の独占的通常実施権許諾の場合、乙は実施許諾期間中に発生する権利の維持に係る費用を甲に支払わなければならない。

(実施料等の納入)

第8条 乙は第5条第1項の実施料及び前条の権利維持にかかる費用を、甲の発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。

(実施料等の不還付)

第9条 甲は、既に納入された実施料等については、いかなる場合も返還の義務を負わない。

(実施の不能)

第10条 特許発明に係る特許権が無効となり、又は第三者の権利により特許発明の実施が不能となった場合においても、甲は何ら責任を負わないものとする。

(権利侵害への対応)

第11条 乙は、本発明について侵害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告するものとする。

(第三者に対する侵害により生ずる損害の免責)

第12条 乙が本発明の実施により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、甲はその侵害についての責任を一切負わないものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき相手方から秘密事項として開示を受けた技術情報、成果等を第三者に開示してはならないものとする。ただし、次に定めるものについては、この限りでない。

(1) 甲又は乙が開示を受けた情報が、既に自己が有していた情報又は公知の情報であるとき。

(2) 甲又は乙が開示を受けた情報が、甲又は乙の故意又は過失によらず、公知の情報になったとき。

(3) 甲又は乙が開示を受けた情報について、第三者への開示を相手方からの書面をもって同意を得たとき。

(実施権の移転等)

第14条 乙は、相続又は合併により、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、遅滞なく甲に届け出なければならない。

2 乙は、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等一切の処分行為をしてはならない。

3 乙は、本契約に基づく義務を第三者に引き受けさせないものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙にその旨を通知し、60日以内にその事態を回復しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき

(2) 乙が本契約の実施について虚偽の報告その他不法の行為をしたとき

(3) 乙が正当な理由なく本発明の実施をしないとき

2 甲は、この契約の締結が乙の虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことを知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、本契約が解除された場合において損害を受けたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(在庫品等の取扱い)

第16条 甲及び乙は、この契約の期間が終了した場合又は前条の定めにより、この契約が解除された場合においても、なお特許発明の実施により生産した製品があるときは、その範囲内において、この契約に定めた権利を行使し、義務を負うものとする。

(利用発明等)

第17条 甲は、甲独自に本発明の利用又は改良に係る発明、考案その他の工業所有権又は工業所有権を受ける権利（以下「利用発明等」という。）の開発を行ったときは、特段の支障がない限り、その概要を乙に通知するものとする。

2 乙は、乙独自に本発明の利用発明等の開発を行ったときは、速やかにその概要を甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、前2項によらず、共同して利用発明等を開発したときは、当該利用発明等の権利は甲乙共有とし、その持ち分は協議により定めるものとする。

4 乙は、第1項及び前項に係る利用発明等の実施をしようとする場合、甲と新たな契約を締結し、実施しなければならない。

(発明表示)

第18条 乙は、製品及び広告、宣伝その他の広報的性質を有するすべての書面に、特許の表示をするよう努めなければならない。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合又はこの契約により難しい事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

乙 住 所
氏 名

(報告の義務と実施料の計算期間)

第6条 実施料の計算期間は、毎年 月 日から翌年 月 日までの1年間とし、当該期間終了後30日以内に本発明の実施状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の書面には、当該期間中の販売価格、販売数量、販売先及び算出された実施料を記載するものとする。

3 第1項の報告は、実施のない場合においても行うものとし、甲の指定する担当部局へ提出するものとする。

4 甲は、乙に対し必要に応じて発明の実施状況に関する報告を求め、又は職員を派遣して発明の実施に係る生産・使用現場、帳簿書類等を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(実施料等の納入)

第7条 乙は第5条の実施料を、甲の発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。

2 乙は、本発明に基づく特許出願に関し、拒絶査定が確定したとき又は特許出願を取り下げたときにおいても、当該確定日又は取下げ日までの第5条に規定する実施料支払債務を免れることはできない。

(実施料等の不還付)

第8条 甲は、既に納入された実施料等については、いかなる場合も返還の義務を負わない。

(実施の不能)

第9条 本発明に基づく特許出願に関し、拒絶査定が確定し、又は第三者の権利により本発明の実施が不能になった場合においても、甲は何らの責任を負わないものとする。

(権利侵害への対応)

第10条 乙は、本発明について侵害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告するものとする。

(第三者に対する侵害により生ずる損害の免責)

第11条 乙が本発明の実施により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、甲はその侵害についての責任を一切負わないものとする。

(不爭義務)

第12条 乙は、直接であると間接であるとを問わず、本発明の基づく特許出願について異議の申立て、その他本発明の基づく甲の権利に対し、特許法上の一切の争いをすることができない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき相手

方から秘密事項として開示を受けた技術情報、成果等を第三者に開示してはならないものとする。ただし、次の各号に定めるものについては、この限りでない。

- (1) 甲又は乙が開示を受けた情報が、既に自己が有していた情報又は公知の情報であるとき。
- (2) 甲又は乙が開示を受けた情報が、甲又は乙の故意又は過失によらず、公知の情報になったとき。
- (3) 甲又は乙が開示を受けた情報について、第三者への開示を相手方からの書面をもって同意を得たとき。

(実施権の移転等)

第14条 乙は、相続又は合併により、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、遅滞なく甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等一切の処分行為をしてはならない。
- 3 乙は、本契約に基づく義務を第三者に引き受けさせないものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙にその旨を通知し、60日以内にその事態を回復しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき
 - (2) 乙が本契約の実施について虚偽の報告その他不法の行為をしたとき
 - (3) 乙が正当な理由なく本発明の実施をしないとき
- 2 甲は、この契約の締結が乙の虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことを知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 甲は、本契約が解除された場合において損害を受けたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(在庫品等の取扱い)

第16条 甲及び乙は、この契約の期間が終了した場合又は前条の定めにより、この契約が解除された場合においても、なお特許発明の実施により生産した製品があるときは、その範囲内において、この契約に定めた権利を行使し、義務を負うものとする。

(利用発明等)

第17条 甲は、甲独自に本発明の利用又は改良に係る発明、考案その他の工業所有権又は工業所有権を受ける権利（以下「利用発明等」という。）の開発を行ったときは、特段の支障がない限り、その概要を乙に通知するものとする。

- 2 乙は、乙独自に本発明の利用発明等の開発を行ったときは、速やかにその概要を甲に通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前2項の規程によらず、共同して利用発明等を開発したときは、当該利用発明等の権利は甲乙共有とし、その持ち分は協議により定めるものとする。
- 4 乙は、第1項及び前項に係る利用発明等の実施をしようとする場合、甲と新たな契約を締

結し、実施しなければならない。

(発明表示)

第18条 乙は、製品及び広告、宣伝その他の広報的性質を有するすべての書面に、本発明が甲において特許出願中であることの表示をするよう努めなければならない。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合又はこの契約により難しい事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

乙 住 所
氏 名

第6条 実施料の計算期間は、毎年 月 日から翌年 月 日までの1年間とし、当該期間終了後30日以内に本発明の実施状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の書面には、当該期間中の販売価格、販売数量、販売先及び算出された実施料を記載するものとする。

3 第1項の報告は、実施のない場合においても行うものとし、甲の指定する担当部局へ提出するものとする。

4 甲は、乙に対し必要に応じて発明の実施状況に関する報告を求め、又は職員を派遣して発明の実施に係る生産・使用現場、帳簿書類等を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(独占の場合の権利化及び権利維持に係る費用)

第7条 県単独保有特許等の独占的通常実施権許諾の場合、乙は実施許諾期間中に発生する権利化及び権利の維持に係る費用を甲に支払わなければならない。

(実施料等の納入)

第8条 乙は第5条の実施料及び前条の権利化及び権利維持に係る費用を、甲の発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。

2 乙は、本発明に基づく特許出願に関し、拒絶査定が確定したとき又は特許出願を取り下げたときにおいても、当該確定日又は取下げ日までの第5条に規定する実施料支払債務を免れることはできない。

(実施料等の不還付)

第9条 甲は、既に納入された実施料等については、いかなる場合も返還の義務を負わない。

(実施の不能)

第10条 本発明に基づく特許出願に関し、拒絶査定が確定し、又は第三者の権利により本発明の実施が不能になった場合においても、甲は何らの責任を負わないものとする。

(権利侵害への対応)

第11条 乙は、本発明について侵害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告するものとする。

(第三者に対する侵害により生ずる損害の免責)

第12条 乙が本発明の実施により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、甲はその侵害についての責任を一切負わないものとする。

(不爭義務)

第13条 乙は、直接であると間接であるとを問わず、本発明の基づく特許出願について異議の申立て、その他本発明の基づく甲の権利に対し、特許法上の一切の争いをすることができない。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき相手方から秘密事項として開示を受けた技術情報、成果等を第三者に開示してはならないものとする。ただし、次に定めるものについては、この限りでない。

- (1) 甲又は乙が開示を受けた情報が、既に自己が有していた情報又は公知の情報であるとき。
- (2) 甲又は乙が開示を受けた情報が、甲又は乙の故意又は過失によらず、公知の情報になったとき。
- (3) 甲又は乙が開示を受けた情報について、第三者への開示を相手方からの書面をもって同意を得たとき。

(実施権の移転等)

第15条 乙は、相続又は合併により、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、遅滞なく甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等一切の処分行為をしてはならない。
- 3 乙は、本契約に基づく義務を第三者に引き受けさせないものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙にその旨を通知し、60日以内にその事態を回復しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき
 - (2) 乙が本契約の実施について虚偽の報告その他不法の行為をしたとき
 - (3) 乙が正当な理由なく本発明の実施をしないとき
- 2 甲は、この契約の締結が乙の虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことを知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 3 甲は、本契約が解除された場合において損害を受けたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(在庫品等の取扱い)

第17条 甲及び乙は、この契約の期間が終了した場合又は前条の定めにより、この契約が解除された場合においても、なお特許発明の実施により生産した製品があるときは、その範囲内において、この契約に定めた権利を行使し、義務を負うものとする。

(利用発明等)

第18条 甲は、甲独自に本発明の利用又は改良に係る発明、考案その他の工業所有権又は工業所有権を受ける権利（以下「利用発明等」という。）の開発を行ったときは、特段の支障がない限り、その概要を乙に通知するものとする。

- 2 乙は、乙独自に本発明の利用発明等の開発を行ったときは、速やかにその概要を甲に通知しなければならない。

- 3 甲及び乙は、前2項の規程によらず、共同して利用発明等を開発したときは、当該利用発明等の権利は甲乙共有とし、その持ち分は協議により定めるものとする。
- 4 乙は、第1項及び前項に係る利用発明等の実施をしようとする場合、甲と新たな契約を締結し、実施しなければならない。

(発明表示)

第19条 乙は、製品及び広告、宣伝その他の広報的性質を有するすべての書面に、本発明が甲において特許出願中であることの表示をするよう努めなければならない。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合又はこの契約により難しい事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

乙 住 所
氏 名

(3) 共有発明の場合

標準県有特許権実施契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、以下に定める甲、乙共有の特許権に係る発明に関して、以下の条項に基づき実施契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(実施権)

第1条 甲は、乙が次の甲及び乙の共有の特許権に係る発明を実施することに同意する。

- (1) 特許番号
- (2) 発明の名称

(実施権の範囲)

第2条 前条の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 期間 年月日から 年月日まで
- (2) 地域 (例 日本国内全ての地域)
- (3) 内容 (例 本発明の全ての内容)

2 前項の規程にかかわらず、同項の実施期間については、当該期間の満了の日の90日前までに甲又は乙から本契約の解除についての書面による申し出のないときは、本契約は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。あわせて、本発明に基づく特許権の無効が確定したときは、本期間はその日までとする。

(第三者に対する実施許諾)

第3条 甲及び乙は、第三者からの本特許権に係る実施許諾申請があった場合には、直ちに相手方に通知し、両者誠意を持って協議の上、実施の可否及び許諾条件等を決定するものとする。

2 前項において実施許諾する場合は、甲及び乙の両者の連名で、書面により行うものとする。

3 第三者から徴収する実施料は、本発明に係る特許権の甲及び乙の持ち分に応じて、それぞれ帰属するものとする。

(技術支援)

第4条 甲は本発明を有効かつ適正に実施できるよう、甲の行政事務に支障のない範囲内で、乙に対して技術支援を行うことができる。

(実施料)

第5条 乙は、甲に対し、以下の基準で算出した金額を実施料として支払わなければならない。

<実施料の算定方法を記載>

2 前項で定めた実施料は、経済事情やその他の社会情勢に著しい変化が生じた場合は、甲乙

協議の上これを変更できるものとする。

(報告の義務と実施料の計算期間)

第6条 実施料の計算期間は、毎年 月 日から翌年 月 日までの1年間とし、当該期間終了後30日以内に本発明の実施状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の書面には、当該期間中の販売価格、販売数量、販売先及び算出された実施料を記載するものとする。

3 第1項の報告は、実施のない場合においても行うものとし、甲の指定する担当部局へ提出するものとする。

4 甲は、乙に対し必要に応じて発明の実施状況に関する報告を求め、又は職員を派遣して発明の実施に係る生産・使用現場、帳簿書類等を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(実施料の納入)

第7条 乙は第5条の実施料を、甲の発行する納入通知書により、前条の報告期間終了後20日以内に甲に支払わなければならない。

(実施料の不還付)

第8条 甲は、既に納入された実施料については、いかなる場合も返還の義務を負わない。

(権利侵害への対応)

第9条 甲及び乙は、本発明について侵害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、直ちに相手方に通知するとともに、甲乙共同でその排除の手段を講ずるものとする。

(第三者に対する侵害により生ずる損害の免責)

第10条 乙が本発明の実施により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、甲はその侵害についての責任を一切負わないものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき相手方から秘密事項として開示を受けた技術情報、成果等を第三者に開示してはならないものとする。ただし、次に定めるものについては、この限りでない。

(1) 甲又は乙が開示を受けた情報が、既に自己が有していた情報又は公知の情報であるとき。

(2) 甲又は乙が開示を受けた情報が、甲又は乙の故意又は過失によらず、公知の情報になったとき。

(3) 甲又は乙が開示を受けた情報について、第三者への開示を相手方からの書面をもって同意を得たとき。

2 行政運営上公開が必要なものについては、甲は事前に乙に通知するものとする。

(実施権の移転等)

第12条 乙は、相続又は合併により、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、遅滞なく甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項に定めるものを除くほか、甲の事前の書面による承諾を得ることがない限り、本契約に基づく一切の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等一切の処分行為をしてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合には、乙にその旨を通知し、60日以内にその事態を回復しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき

(2) 乙が本契約の実施について虚偽の報告その他不法の行為をしたとき

(3) 乙が正当な理由なく本発明の実施をしないとき

2 甲は、この契約の締結が乙の虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことを知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、本契約が解除された場合において損害を受けたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(在庫品等の取扱い)

第14条 甲及び乙は、この契約の期間が終了した場合又は前条の定めにより、この契約が解除された場合においても、なお特許発明の実施により生産した製品があるときは、その範囲内において、この契約に定めた権利を行使し、義務を負うものとする。

(利用発明等)

第15条 甲は、甲独自に本発明の利用又は改良にかかる発明、考案その他の工業所有権又は工業所有権を受ける権利（以下「利用発明等」という。）の開発を行ったときは、特段の支障がない限り、その概要を乙に通知するものとする。

2 乙は、乙独自に本発明の利用発明等の開発を行ったときは、速やかにその概要を甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、前2項の規程によらず、共同して利用発明等を開発したときは、当該利用発明等の権利は甲乙共有とし、その持ち分は協議により定めるものとする。

4 乙は、第1項及び前項に係る利用発明等の実施をしようとする場合、甲と新たな契約を締結し、実施しなければならない。

(発明表示)

第16条 乙は、製品及び広告、宣伝その他の広報的性質を有するすべての書面に、特許の表示をするよう努めなければならない。

(疑義の決定)

第17条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合又はこの契約により難

い事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

乙 住 所
氏 名

(3) 共有発明の場合（独占の場合）

標準県有特許権実施契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、以下に定める甲、乙共有の特許権に係る発明に関して、以下の条項に基づき実施契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（実施権）

第1条 甲は、乙が次の甲及び乙の共有の特許権に係る発明を実施することに同意する。

- (1) 特許番号
- (2) 発明の名称

（実施権の範囲）

第2条 前条の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 地域 (例 日本国内全ての地域)
- (3) 内容 (例 本発明の全ての内容)

2 前項の規程にかかわらず、同項の実施期間については、甲及び乙が合意したときは、2年を超えない範囲で延長することができるものとする。あわせて、本発明に基づく特許権の無効が確定したときは、本期間はその日までとする。

（第三者に対する実施許諾）

第3条 甲は、前条に定める実施期間内においては、第三者に対して本発明の許諾を実施しないものとする。ただし、天災等の理由により、公共の利益のために特に必要がある場合はこの限りでない。

（技術支援）

第4条 甲は本発明を有効かつ適正に実施できるよう、甲の行政事務に支障のない範囲内で、乙に対して技術支援を行うことができる。

（実施料）

第5条 乙は、甲に対し、以下の基準で算出した金額を実施料として支払わなければならない。

＜実施料の算定方法を記載＞

2 前項で定めた実施料は、経済事情やその他の社会情勢に著しい変化が生じた場合は、甲乙協議の上これを変更できるものとする。

（報告の義務と実施料の計算期間）

第6条 実施料の計算期間は、毎年 月 日から翌年 月 日までの1年間とし、当該期間終

了後30日以内に本発明の実施状況を甲に報告しなければならない。

- 2 前項の書面には、当該期間中の販売価格、販売数量、販売先及び算出された実施料を記載するものとする。
- 3 第1項の報告は、実施のない場合においても行うものとし、甲の指定する担当部局へ提出するものとする。
- 4 甲は、乙に対し必要に応じて発明の実施状況に関する報告を求め、又は職員を派遣して発明の実施に係る生産・使用現場、帳簿書類等を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(実施料の納入)

第7条 乙は第5条の実施料を、甲の発行する納入通知書により、前条の報告期間終了後20日以内に甲に支払わなければならない。

(実施料の不還付)

第8条 甲は、既に納入された実施料については、いかなる場合も返還の義務を負わない。

(権利侵害への対応)

第9条 甲及び乙は、本発明について侵害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、直ちに相手方に通知するとともに、甲乙共同でその排除の手段を講ずるものとする。

(第三者に対する侵害により生ずる損害の免責)

第10条 乙が本発明の実施により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、甲はその侵害についての責任を一切負わないものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき相手方から秘密事項として開示を受けた技術情報、成果等を第三者に開示してはならないものとする。ただし、次に定めるものについては、この限りでない。

- (1) 甲又は乙が開示を受けた情報が、既に自己が有していた情報又は公知の情報であるとき。
- (2) 甲又は乙が開示を受けた情報が、甲又は乙の故意又は過失によらず、公知の情報になったとき。
- (3) 甲又は乙が開示を受けた情報について、第三者への開示を相手方からの書面をもって同意を得たとき。

2 行政運営上公開が必要なものについては、甲は事前に乙に通知するものとする。

(実施権の移転等)

第12条 乙は、相続又は合併により、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、遅滞なく甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項に定めるものを除くほか、甲の事前の書面による承諾を得ることがない限り、本契約に基づく一切の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等

一切の処分行為をしてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合には、乙にその旨を通知し、60日以内にその事態を回復しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 乙が本契約の実施について虚偽の報告その他不法の行為をしたとき
- (3) 乙が正当な理由なく本発明の実施をしないとき

2 甲は、この契約の締結が乙の虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことを知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、本契約が解除された場合において損害を受けたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(在庫品等の取扱い)

第14条 甲及び乙は、この契約の期間が終了した場合又は前条の定めにより、この契約が解除された場合においても、なお特許発明の実施により生産した製品があるときは、その範囲内において、この契約に定めた権利を行使し、義務を負うものとする。

(利用発明等)

第15条 甲は、甲独自に本発明の利用又は改良にかかる発明、考案その他の工業所有権又は工業所有権を受ける権利（以下「利用発明等」という。）の開発を行ったときは、特段の支障がない限り、その概要を乙に通知するものとする。

2 乙は、乙独自に本発明の利用発明等の開発を行ったときは、速やかにその概要を甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、前2項の規程によらず、共同して利用発明等を開発したときは、当該利用発明等の権利は甲乙共有とし、その持ち分は協議により定めるものとする。

4 乙は、第1項及び前項に係る利用発明等の実施をしようとする場合、甲と新たな契約を締結し、実施しなければならない。

(発明表示)

第16条 乙は、製品及び広告、宣伝その他の広報的性質を有するすべての書面に、特許の表示をするよう努めなければならない。

(疑義の決定)

第17条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合又はこの契約により難しい事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

乙 住 所
氏 名